

1 4 共生社会の実現

1 概要

多様性を尊重する共生社会づくりを進めるため、人権尊重の意識を醸成し、オリンピック憲章の精神の実現に向けた取組を推進する。

また、東京で生活・活躍する外国人を区市町村等と連携してサポートするとともに、ユニバーサルデザイン*の視点に立った福祉のまちづくりや、心のバリアフリー・情報バリアフリーを推進する。

さらに、障害者スポーツの振興を図るとともに、障害者の文化芸術活動を支援する。

女性の活躍に向けた気運醸成の取組など、女性が輝き、誰もがいきいきと活躍する社会の実現に向けた取組を推進する。

2 レガシーの概要

東京 2020 大会を契機として、人権意識が広く浸透し、多様な文化・風習や価値観を相互に受け入れ、東京に暮らす全ての人々が分け隔てなく自己の能力を発揮できる真のグローバル都市が実現する。

また、年齢や性別、障害の有無、国籍、文化の違いなどに関わらず、あらゆる人々がお互いの人権を尊重しあい、ともに力を合わせて生活する、多様性に富んだ共生社会の実現に寄与する。

利害関係者	外国人支援団体、障害者支援団体、医療機関、民間企業等
種別	多様性
地理的範囲	東京都
期間	長期
実施主体	東京都
根拠	立候補ファイル、2020年に向けた実行プラン、「未来の東京」戦略
関連する SDGs	1-貧困、3-保健、4-教育、5-ジェンダー、8-経済成長と雇用、9-インフラ、産業化、イノベーション、10-不平等、11-持続可能な都市、17-実施手段

3 詳細な説明

(1) 背景

都は、大会招致決定前から人権尊重に関して総合的に施策を実施してきたが、さらに、国内外の趨勢を見据えることはもとより、東京 2020 大会の開催を契機として、いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる理念を広く都民に浸透させる必要がある。

また、外国人を含む全ての人々が活躍する多文化共生を推進するためには、行政や外国人を支援する団体等が各々の役割を踏まえ連携して取り組むことが不可欠である。

さらに、大会の開催も見据え、全ての人々が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるよう、ハード面の整備に加えて、ソフト面のバリアフリー化も一層進めていく必要がある。

世界経済フォーラムが発表した「ジェンダーギャップ指数」では、日本は下位に位置（2012年：135 か国中 101 位）しており、女性が活躍できる社会環境の整備や社会の意識改革が求められている。

(2) 時期

2013 年度	外国人患者受入体制の強化に着手
2015 年度	「ヒューマンライツ・フェスタ東京」の開催（以降毎年度実施）
	「東京都多文化共生推進指針」策定 ※日本人と外国人が共に参加・活躍できる多文化共生社会の実現に向け、多文化共生推進の基本的な考え方と施策の方向性を示したもの
2016 年度	「区市町村・事業者のための『心のバリアフリー』及び『情報バリアフリー』ガイドライン」策定
	パラスポーツ応援プロジェクト「TEAM BEYOND」を創設
2017 年度	東京で暮らし始める外国人向け生活情報冊子「Life in Tokyo : Your Guide」の発行
2018 年度	「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」制定
	「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」制定
2019 年度	「東京 2020 パラリンピックの成功とバリアフリー推進に向けた懇談会」設置 ※東京 2020 パラリンピック競技大会を成功させるとともに、東京

	2020 大会に向けた気運醸成に併せて、ユニバーサルデザイン先進都市東京に向けた取組を推進するため、各界の方々をメンバーとして、懇談会や競技会場の現地視察等を実施
	「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定 ※「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、性自認及び性的指向に関して、基本的な考え方、取り組んでいる施策、今後の方向性等を明らかにしたもの
2020 年度	「東京都つながり創生財団」設立 ※都民一人ひとりが輝ける社会を実現するため、在住外国人*支援などの多文化共生社会づくり、ボランティア文化の定着や地域の中核である町会・自治会等の支援など共助社会づくりを推進する事業を実施

(3) 実施主体

東京都

(4) 実施方法

①オリンピック憲章の精神の実現に向けた取組

- 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、条例に基づき、人権尊重理念のPR施策を展開するとともに、多様な性の理解の推進と本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組など、人権施策を総合的に推進する。
- 障害者、外国人、北朝鮮による拉致被害者、性自認・性的指向*など、人権課題は多様化しており、人権啓発の拠点となる「東京都人権プラザ*」において、展示やセミナーなどの充実、自治体・教育機関・企業などとの連携等により、次代を担う子供・若者を含め幅広い層に向けた啓発を行うとともに、アウトリーチ活動を積極的に展開する。
- 東京都人権プラザにおいて、企業やNPOと連携し、様々な人と触れ合える場の提供に向けた検討を進める。また、人権啓発の裾野拡大のため、公益財団法人東京都人権啓発センターが培ってきたノウハウ等を活用し、区市町村や企業の人権担当者向けに人権講座を開催する。

- 多様な主体との連携のもと、時機を捉えたテーマで展開するヒューマンライツ・フェスタ東京を実施し、幅広い年代を対象にした啓発を行うとともに、より人権への理解を深め、人権尊重都市「東京」を国内外に発信していくため、オリンピック・パラリンピックと人権に関するシンポジウムを開催した。また、より多くの人が集い交流できるイベントへリニューアルし、多様な主体と連携した展示を展開する。

<ヒューマンライツ・フェスタ東京 2018
「オリンピック・パラリンピックと人権」>[1]



- 性自認及び性的指向に関して困難を抱える当事者に向け、SNSを活用した専門相談を実施する。また、民間企業向け研修を実施し、企業自らが「LGBT*フレンドリー宣言」を行う取組を実施する。

②外国人が参加・活躍できる多文化共生社会の実現

- 多文化共生社会の実現に向け、都民への意識啓発や外国人と日本人双方の理解促進を図るとともに、「Life in Tokyo:Your Guide」(対応言語：日・英・中・韓・ベトナム・ネパール)をはじめとした既存の情報提供ツールの利便性を向上させることなどにより、外国人に「届く」情報発信を強化する。

<Life in Tokyo:Your Guide>[2]



- 多様な在住外国人の生活を幅広く支援するため、都が広域的な観点から、区市町村や、地域の外国人支援団体を支援するとともに、ネットワークを強化する。
- 日本人と外国人の双方が相互理解を深め、ともに快適に暮らすまちを実現するとともに、コミュニティの活性化を支援する「東京都つながり創生財団」を設立した。
- 都内区市町村等で対応が困難な少数言語による相談に対応するため、東京都多言語相談ナビを運営するとともに、通訳支援を行う。また、都内市町村の相談窓口で対応が困難な法律相談等の専門相談を受け付け、対面やオンライン相談を実施する。
- 在住外国人が、必要な生活情報等を確実に取得できるようにするため、多文化共生ポータルサイトを運用するとともに、チャットボットを活用し、外国人から多く寄せられる相談に24時間365日対応する。
- 外国人が生活に必要な日本語能力を身に付けられる環境を整備するため、

[1] 「未来の東京」戦略ビジョン（東京都）

[2] 「未来の東京」戦略（東京都）

日本語教室のデータベースを作成するとともに、区市町村や国際交流協会等と連携した地域の日本語教育体制づくりを推進する。

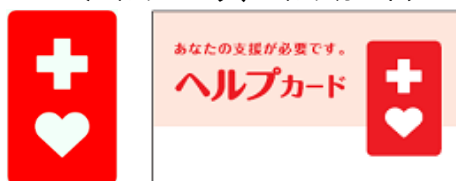
- 「やさしい日本語」の活用を促進するため、区市町村や地域のコミュニティ、民間企業等に対して、啓発動画やリーフレットを活用した普及啓発を実施する。
- 外国人の地域コミュニティへの参画を推進するため、町会・自治会が行う多文化共生社会づくりにつながる取組を支援する。
- 日本語指導が必要な児童・生徒向けのテキスト「たのしいがっこう」を改訂し、都ホームページに公開した。
- 都立高校において、外部人材等を活用した個別指導を行う。
- 日本語指導の内容の充実を図るための教員向け日本語指導ハンドブック（高等学校版）を作成する。
- 外国人が東京で安全・安心に暮らせるよう、外国人のための防災訓練を拡充するとともに、災害や急病・怪我など緊急時に役立つ情報を掲載した携帯できるポケットガイド「外国人のためのヘルプカード」や、「やさしい日本語」を使用した防災に関するリーフレットを作成した。
- 外国人のニーズを踏まえ、ウェブサイトでの医療機関情報の提供等に係る多言語対応の充実に向けた取組を推進していく。
- 民間医療機関における、院内表示の多言語化等の取組を支援するとともに、医療従事者を対象とした外国人患者への対応力向上のための研修の実施や電話による救急通訳サービスの拡充等により、受入体制の充実を図る。また、全都立・公社 14 病院において外国人受入体制に係る第三者認証の取得などにより、多言語による診療体制を整備する。
- 「東京都防災アプリ」や東京都防災ホームページなどを活用し、防災情報の充実を図るとともに、多言語化を推進する。
- 発災時に外国人に必要な情報を、アプリやデジタルサイネージ*等の ICT*を活用しながら、的確かつ効果的に多言語で発信する。
- 外国人に安全・安心情報を伝えるため、多言語により、消防署等のデジタルサイネージに防災関連の情報を掲出する。
- 都内 26 消防署に、多言語音声翻訳アプリを活用し、異文化圏の習慣等も踏まえて対応ができる救急隊を 70 隊配置し、外国人傷病者に対応した救護・搬送体制を構築する。
- 防災館において、日中来館できない人等を対象とした夜間開館や、夜間の発災を想定した体験ができるナイトツアーを実施するとともに、様々な文化的背景や防災意識を持つ外国人に対しても、より効果的な防災体験学習の機会を提供できるよう、新たな体験プログラムの整備や ICT

を活用した施設への改修を実施した。

③障害のある人もない人もお互いを尊重し支え合う共生社会の実現

- 「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン*」の考え方やアクセシビリティに配慮した都立競技施設の整備を通して得られた知見等を活用しながら、ユニバーサルデザインのまちづくりを一層推進していく。
- 東京 2020 大会に向けて、障害者等を含む住民参加による建築物や公園等の点検を行い、その意見を踏まえた改修に取り組む区市町村を支援する。
- 「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」の施行を踏まえ、民間事業者向けに障害体験や障害者との対話等を含む研修を実施する。
- 障害者差別解消法及び差別解消条例に関して、企業や都民に対して普及啓発を行うとともに、協議会を開催するほか、障害者・民間事業者双方に対する専門相談体制や第三者機関による紛争解決手続の整備など体制整備を進める。
- 障害特性に応じた援助方法等を掲載したウェブサイト「ハートシティ東京」による情報発信やシンポジウムの開催等により、障害者への理解促進や、民間事業者における合理的配慮*の提供を促進する。
- 子供の頃から障害に関する知識・理解を深められるよう、区市町村が障害者差別解消支援地域協議会で検討した結果に基づいて行う取組を支援する。
- ユニバーサルデザインに関する情報サイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」について、外出に必要な情報を容易に入手できるよう掲載情報等を充実させるための改修を実施し、普及啓発を図る。
- 援助や配慮が必要な方が、全国どこでも適切な援助等を受けられるよう、ヘルプマークやヘルプカードについて、区市町村による活用の促進、全国的なイベントでPRや公共交通機関への広告掲出等により普及を図る。
- イベント等により手話の普及啓発を図るとともに、手話のできる都民を育成するため、講習会を開催する。

<ヘルプマーク、ヘルプカード>^[3]



[3] 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～（東京都）

- 都の施設に来庁した聴覚障害者に対してスマートフォンやタブレットによる遠隔手話サービスを行うとともに、遠隔手話を活用し本人に代わって都の担当部署に電話するサービスを提供する。

＜スマートフォン等を活用した遠隔手話サービス＞^[4]



＜遠隔手話を活用した電話代行サービス＞^[5]



- 地域のバリアフリーマップの作成等、情報バリアフリーの推進に向けた区市町村の取組を支援する。
- 視覚障害者が、納税通知書の内容を把握できるよう、納税通知書の封筒全件に音声コードを添付し、希望者に対して税額などの情報を音声で案内する取組を実施する。
- 心のバリアフリーに関するガイドラインを活用するなどし、学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりサポーターの養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発等の様々な取組を行う区市町村を支援する。
- 心のバリアフリーの推進に向けて、従業員への普及啓発等に自ら取り組むとともに、都や区市町村の取組に協力する企業を「心のバリアフリーサポート企業」として登録・公表する。
- 先行的に行うモデル公園において、障害のある子ども共に楽しめる遊具を設置し、子供たちが社会の中で「こころのバリアフリー」を学ぶ場として活用する。
- 特別支援学校において、芸術系大学等と連携した芸術活動や、障害者スポーツを通じた交流活動を推進する。
- ウェブサイトやSNSの活用、メディアとの連携やイベント等を通じた情報発信により、広くパラスポーツの理解促進や普及啓発を図るとともに、障害のある人とない人が共に楽しむイベントを充実し、障害のある人にスポーツを始めるきっかけを提供する。
- 障害者の文化芸術活動を支援するため、「芸術文化による社会支援助成」を実施する。
- 芸術活動を通じた障害者の社会参加の促進を図るため、相談支援や人材育成研修、発表の機会の提供等、障害者の芸術活動の支援拠点となる事業を実施する社会福祉法人等を支援する。
- 大会を契機として、心のバリアフリーを推進するため、パラアスリート

[4][5] 「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化（2020年度）～2020年に向けた実行プラン～（東京都）

が日常生活で周囲のちょっとした配慮で嬉しかったエピソードなどを Twitter で紹介する。

④ 女性が輝き、誰もがいきいきと活躍する社会を実現

- 女性の活躍に向けた気運を醸成するため、東京都女性活躍推進大賞の贈呈や女性が輝く TOKYO 懇話会の開催などの取組を戦略的に展開する。
- 男性も女性も家事・育児等を共に担えるよう社会の意識や行動を変革するため、男性の家事・育児参画に向けたマインドチェンジキャンペーンを展開する。
- 意思決定過程への女性の参画を促進するため、専門知識や知見を持つ女性を公募するなど、審議会等の女性委員の任用を促進する。
- 教育、就労、妊娠・出産・子育て、地域活動など、様々な分野にわたって、女性のライフステージに応じたきめ細かいサポートを重層的に展開する。
- スポーツにおける女性の活躍を推進するため、女性の身体的特徴等に配慮したアスリート育成を支援するとともに、競技団体への研修等を実施し、女性参画の意識を醸成する。

(5) 便益

以下の成果等により、外国人が日本で安心して活躍・生活できる環境が整備されるとともに、心のバリアフリー・情報バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりが推進され、年齢や性別、障害の有無、国籍、文化の違いなどに関わらず、誰もが互いに尊重し、支え合う共生社会が実現する。

- オリンピック憲章の精神の実現に向けた人権尊重に資する取組が進む。
- 人権啓発拠点の機能が強化される。
- 多くの人々が参加できる人権啓発イベントが開催される。
- 都立病院と公社病院において多言語による診療体制の整備が進む。
- 共助社会づくりや多文化共生を推進する都民活動を支援する新たな体制が準備される。
- 多くの区市町村が心のバリアフリーの推進に係る取組を実施する。

4 事実と数字

オリンピック憲章の精神の実現に向けた人権尊重に資する取組の推進	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の全面施行（2019年4月1日）
---------------------------------	---------------------------------------------------

人権啓発拠点の機能強化	事業実施回数：累計 55 回 企画展示、人権問題都民講座、子供人権教室など
より多くの人に参加できる人権啓発イベントの展開	「ヒューマンライツ・フェスタ東京 2019」開催（来場者数 14,300 人）
都立病院と公社病院における多言語による診療体制の整備	・語学研修、国際化対応研修、HP 翻訳、タブレット端末の導入、小型音声翻訳機の導入 ・JMIP（外国人患者受入れ医療機関認証制度）認証取得及び審査受審（認証取得：都立・公社 12 病院、審査受審：公社 2 病院） ※審査受審済の公社 2 病院については、2020 年 4 月 7 日付で認証取得
共助社会づくり・多文化共生を推進する都民活動を新たな体制により支援	コミュニティの活性化を支援する「東京都つながり創生財団」を設立（2020 年 10 月）
心のバリアフリーの推進に係る取組を実施する区市町村の拡大	全区市町村

（表中、個別に記載のない事項は 2020 年 3 月までの実績）

5 用語説明

ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、はじめからできるだけ多くの人々が利用可能なように、都市や環境をデザインすること
在住外国人	適法に 3 か月を超えて在留し、住民基本台帳に登録している外国人
性自認・性的指向	性自認：自分自身の性別を自分でどのように認識しているかということ。「心の性」と言い換えられることもある 性的指向：人の恋愛・性愛の対象がどういう方向に向かうのかを示す概念
東京都人権プラザ	東京都が設置している人権啓発の拠点施設。次代を担う子供・若者など幅広い都民を対象に、来館者が自ら人権問題について考えることができるよう

	展示や情報提供などを行うとともに、相談を受ける機能等も備えている
L G B T	次の性的マイノリティ（性的少数者）の頭文字をとって作られた言葉である。 Lesbian（レズビアン：女性同性愛者）、Gay（ゲイ：男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル：両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー：身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人）
デジタルサイネージ	商業施設や交通機関、店頭、公共空間などで、ネットワークに接続したディスプレイで映像や情報を表示するシステム
I C T	情報通信技術（Information and Communication Technology）の略称。情報処理及び情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称
Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン	組織委員会が、国際パラリンピック委員会（IPC）の求めに応じて策定する、大会運営におけるハード・ソフト両面のバリアフリー化を目的とした指針
合理的配慮	障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。例えば、窓口で障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することが挙げられる

6 参考文献

- ・2020年に向けた東京都の取組－大会後のレガシーを見据えて－（PR版）
- ・2020年に向けた東京都の取組－大会後のレガシーを見据えて－（本編）
- ・都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～
- ・「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化（平成30年度）
- ・「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化（2019年度）
- ・「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化（2020年度）
- ・「未来の東京」戦略